



←新たな住宅セーフティネット制度
PRロゴマーク

令和2年4月28日
住宅局安心居住推進課

新たな住宅セーフティネット制度に基づく「居住支援法人」 の活動を補助金で支援します！

～令和2年4月28日（火）から募集を開始します～

国土交通省では、本日より、住宅確保要配慮者の入居及び居住支援を目的とした「居住支援法人」の活動について、令和2年度における補助事業[※]の募集を開始します。応募期限は、令和2年5月29日（金）です。

※ 共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業（住宅確保要配慮者居住支援法人が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業）

1) 事業概要

平成29年10月より始まった新たな住宅セーフティネット制度に基づく「居住支援法人」は、都道府県の指定を受け、地域における居住支援を担う団体です。

本事業は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動（マッチング・入居支援等）を行う居住支援法人に対して、国がその活動に要する費用の一部を補助（補助上限額1,000万円等）するものです。

（「別紙」参照）

2) 応募方法

- ・令和2年5月29日（金）までに、以下の事務局まで、応募書類を電子メールにより提出
- ・応募要件等の詳細については、応募要領をご覧ください。
- ・応募要領・応募書類の様式は、以下URLより入手してください。

【事務局】

居住支援活動推進事業室

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 3-25 精和ビル 5F

TEL : 03-5357-1147 FAX : 03-6268-9029

E-Mail : info@ksk-support.jp

URL : <http://ksk-support.jp>（居住支援活動推進事業室ホームページ）

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局安心居住推進課 課長補佐 田代、係長 大津

TEL : 03-5253-8111（内線 39833、39864）、03-5253-8952（直通）、FAX : 03-5253-8140

新たな住宅セーフティネット制度の枠組み

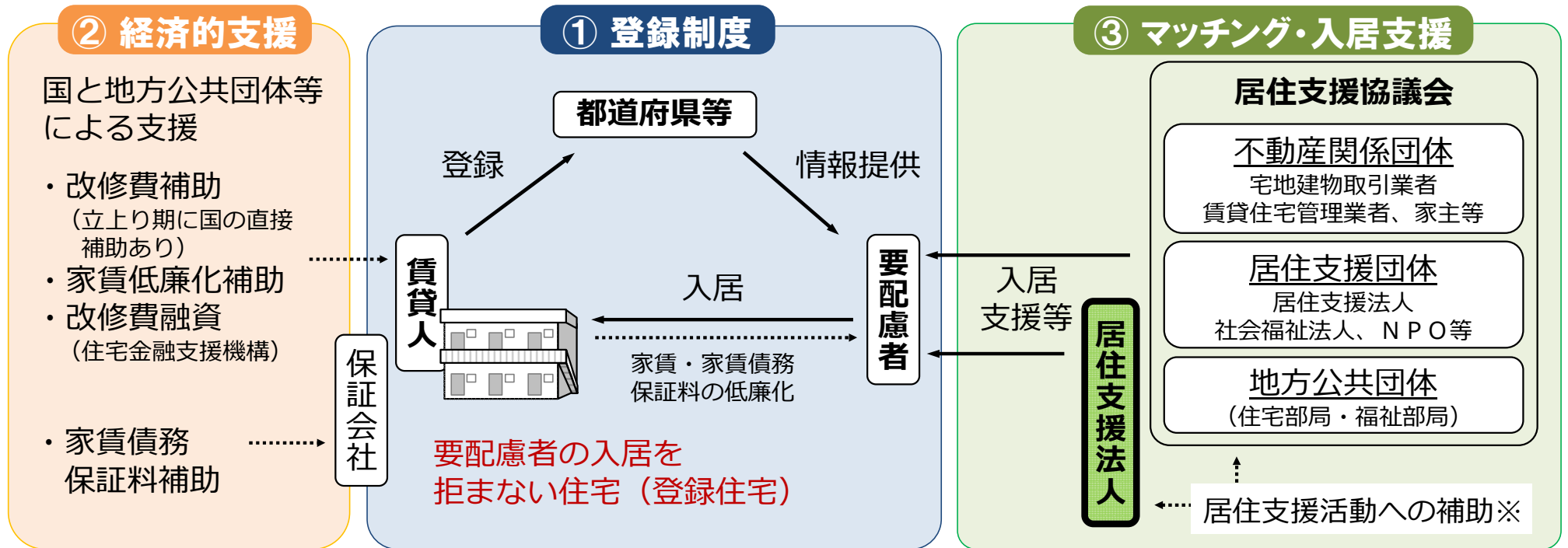
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



※今回は居住支援法人が行う入居支援等の活動に対する補助事業を公募します。

居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・ 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人の指定状況

- ・ 45都道府県293法人が指定（R2.3.31時点）

● 居住支援法人に指定される法人

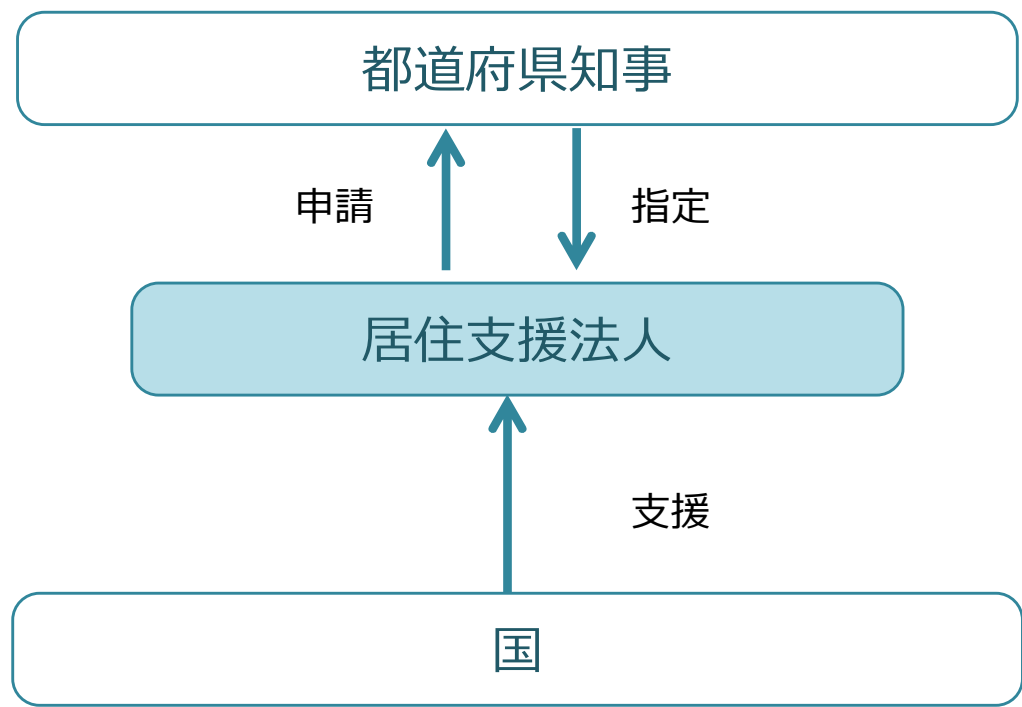
- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

【制度スキーム】



● 居住支援法人への支援措置

- ・ 居住支援法人が行う業務に係る活動に対し支援（補助率10/10、1の法人につき、補助上限額1,000万円等）。
 - ・ [令和2年度予算] 共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業（10.5億円）の内数
- ※応募要件など詳細については「応募要領」をご覧ください。

令和2年度居住支援法人活動支援事業の概要

- 予定している活動項目（①～③）に応じて、支援体制の整備（基本項目）と実績見込みの設定（加算項目）により年度当初の交付決定額を一旦決定。（中間検査を踏まえて、最終的な交付決定額を決める予定。）
- 昨年度に補助金を受けた法人のうち、**執行率が80%以上**であった法人は、選定に係る事前審査を省略。それ以外の法人は、応募書類の提出及び提出書類の審査を経る必要あり。

＜補助上限額1,000万円※（補助率10/10）交付決定額の範囲で、実績に応じて補助金を交付＞
 ※外国人向け居住支援を行う場合は、補助上限額1,200万円

基本項目【①は必須】

下記を実施するための体制が整備されていることが必要です

活動項目	事業内容
① 入居前支援 【必須】	相談窓口や訪問等による相談対応、不動産店への同行 等
② 入居中支援 【任意】	訪問等による見守り、緊急時の駆けつけ対応、生活相談や就労支援 等
③ 死亡・退去時支援 【任意】	死後事務委任、家財、遺品の整理や処分等

↓ ①～③の組合せパターン（4つ）から選択

パターン	上限額	パターン	上限額
①のみ	200万円	①・③	250万円
①・②	300万円	①・②・③	350万円

【上記上限額適用の要件】担当者（複数人の合計でも可）が週30時間以上勤務していること（週30時間未満は1/2）

加算項目※1【任意】

※1 応募法人数次第で、調整率を乗じる場合あり

① 入居相談解決 [上限530万円]

（入居した件数に応じて加算）

「**解決件数**」×「**住宅の類型別の単価**」（上限まで）

- 民間賃貸住宅（1件あたり10万円）
- セーフティネット住宅（1件あたり12万円）
- サ高住・有料老人ホーム（1件あたり1万円）等

※一時宿泊施設・通所施設等は対象外

② セミナー、勉強会等開催・参加 [上限50万円]

・活動地域内での連携を目的としたセミナーの開催等

+

特定加算項目【任意】

外国人向け居住支援 [上限200万円]

・バイリンガル支援員等の雇用

スタートアップ加算【基本項目上限額×1.2】

・法人指定後1年未満の法人を対象に、基本項目上限額に20%を自動加算